

防医医第1484号

19. 7. 30

改正 平成21年4月30日
平成24年4月6日
平成25年3月27日
平成29年3月30日
令和3年3月31日
令和5年6月29日

診 療 各 科 の 長
臨床検査等に関する部の長 殿
事 務 部 長

病 院 長

防衛医科大学校病院における患者医事相談窓口について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目的

病院内に患者医事相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、医療に係る安全管理体制の確保に資することを目的とする。

2 設置場所

相談窓口は、病院事務部病院運営課に置く。

3 開設時間等

相談窓口は、土曜・日曜及び国民の祝日並びに年末年始特別休暇を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の間とする。

4 責任者等

責任者は、病院運営課長とし、窓口担当者は、病院運営課課長補佐（医事）、病院運営課医療照査専門官及び病院運営課医事係長をもって充てる。

5 報告

- (1) 相談に対応した担当者は、その内容を別紙様式により、責任者を通じ病院長に報告するものとする。
- (2) (1)に掲げる相談のうち、医療安全に係る意見・苦情については、別紙様式の写しを安全管理委員会に提出するものとする。

6 相談後の取扱

- (1) 相談内容については、安全管理対策の一環として、責任者を通じ関係する部署の長に通知するので、改善を要するものについては速やかにその対策を講じるものとする。
- (2) 相談の内容により、個別の対応が必要とされる場合は、適宜相談者等に回答するか、又は病院掲示板に掲示するものとする。

7 相談情報の秘密保護

相談によって知り得たプライバシーに関すること取扱については、十分に配慮するものとする。

8 不利益を受けない配慮

患者や家族等が相談によって不利益を受けることのないよう、十分に配慮するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 防衛医科大学校病院における患者医事相談窓口について（通達）（防医医第39号。15.3.26）は廃止する。

附 則（平成21年4月30日付改正）

この通達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日付改正）

この通達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年3月27日付改正）

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日付改正）

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付改正）

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日付改正）
この通達は、令和5年7月1日から施行する。

別紙様式

相談受付番号	
--------	--

患 者 相 談 報 告 書

報告者：所属 (TEL)
氏名

相談年月日 : 令和 年 月 日 () ~
相談者 : 患者・家族・() 男・女 (才)
相談内容
相談者の対応・顛末